

京 都 大 学 技 術 支 援 企 画 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学技術支援企画委員会要項</b> (令和4年10月11日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 企画・調整担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 人事担当の理事</p> <p>(3) 財務担当の理事</p> <p>(4) 人事部長</p> <p>(5) <u>研究推進部長</u></p> <p>(6) その他担当理事が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>原子力研究整備委員会要項</b> (昭和33年6月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>3 委員会は、次の職員で組織する。</p> <p>(1) 理学研究科長</p> <p>(2) 医学研究科長</p> <p>(3) 薬学研究科長</p> <p>(4) 工学研究科長</p> <p>(5) 農学研究科長</p> <p>(6) エネルギー科学研究科長</p> <p>(7) 化学研究所長</p>	<p>第3</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名</u></p> <p>(6) (同 左)</p> <p>2 前項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>総合研究推進本部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年12月総長裁定) この要項は、令和7年1月1日から実施する。</p> <p>3</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

- (8) エネルギー理工学研究所長
- (9) 基礎物理学研究所長
- (10) 複合原子力科学研究所長
- (11) 医学部附属病院長
- (12) 京都大学環境安全保健機構規程（平成17年達示第6号）第12条第1項に規定する専門委員会の委員のうちから、環境安全保健機構長が指名する者 若干名
- (13) 教授 若干名
- (14) 財務部長及び研究推進部長

(中 略)

6 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(後 略)

#### 京都大学臨床研究審査委員会規程

(平成30年3月6日総長裁定)

(前 略)

(事務)

第19条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部研究規範マネジメント室において処理する。

(後 略)

#### 京都大学特定認定再生医療等委員会規程

(平成31年3月29日総長裁定)

(前 略)

(事務)

- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12) } (同 左)

(13)

(14) 財務部長

(15) 総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名

6 委員会に関する事務は、総合研究推進本部において処理する。

附 則（令和6年12月総長裁定）

この要項は、令和7年1月1日から実施する。

(事務)

第19条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び総合研究推進本部において処理する。

附 則（令和6年12月総長裁定）

この要項は、令和7年1月1日から実施する。

(事務)

第20条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部研究規範マネジメント室において処理する。

(後 略)

**国立大学法人京都大学特定臨床研究監査委員会規程**

(平成27年5月12日総長裁定)

(前 略)

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部研究規範マネジメント室において処理する。

(後 略)

**京都大学白眉センター規程**

(平成27年12月8日総長裁定)

(前 略)

(事務)

第12条 白眉プロジェクトに関する業務は、研究推進部研究推進課において処理する。

第13条 センターの事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。

(後 略)

第20条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び総合研究推進本部において処理する。

附 則 (令和6年12月総長裁定)

この要項は、令和7年1月1日から実施する。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、総合研究推進本部において処理する。

附 則 (令和6年12月総長裁定)

この要項は、令和7年1月1日から実施する。

(事務)

第12条 センターに関する業務は、総合研究推進本部において処理する。

第13条 削除

附 則 (令和6年12月総長裁定)

この要項は、令和7年1月1日から実施する。